

平成 21 年 12 月 25 日

日本玩具協会

品目登録申請中（未登録）の玩具の輸入届出について

先行サンプル制度が今年末で廃止になりますが、これに替わる制度として品目登録制度での対応が進められております。

これに関し、平成 21 年 12 月 24 日付で東京検疫所から「通知」が発出され、品目登録申請中（未登録案件）についての輸入届出の手続が案内されました。（通知別添）

当該通知は通関業者等を対象とした内容のものになっていますので、会員企業・ST マーク使用許諾契約企業向けに、下記のとおり整理しましたので連絡致します。

記

1. 品目登録申請中の商品は、下記の事項を輸入届出書に記載することで、検疫所に輸入届出を行うことができます。（初回輸入の場合には、別途、添付する資料があります。）

輸入届出書の備考欄に記載する事項

品目登録申請の提出年月日、申請先の検疫所名

申請先の検疫所が発給した「通し番号」

輸入実績の有無（初回又は継続）

（初回輸入の場合の添付資料）

初回輸入の場合には、上記に加え、輸入届出に、検疫所に既に提出した「品目登録要請書」及び「その添付書類」の写しを添付します。

2. 検疫所から通関業者等に対して、次の点が指導されています。
  - (1) 品目登録申請時に、要請書の「提出年月日」、提出時に発給される「通し番号」を控えておくこと。
  - (2) 初回輸入となる商品（輸入実績のないもの）は、品目登録申請時に、「品目登録申請書」及び「その添付書類」の写しを保管すること。（上記の初回輸入の場合の添付資料として使用するため）

（注）品目登録を完了した商品（品目登録済みの商品）については、当該商品の品目登録番号を輸入届出書に記載して検疫所に輸入届出を提出し、通関を行います。

問合先：日本玩具協会事務局（山口・中田・小林）